

ヒトの暴露状況と疫学調査、プラスチックからの溶出等の調査測定をはじめ、ダイオキシン類によるヒト生殖機能等健康影響との関係を含む内分泌かく乱化学物質とヒト神経発達、免疫機能等健康影響との関係に関する調査研究は、世代を超えて安全な生活環境を確保していく上で重要な研究課題の一つであり、一層強力に推進する。特に、神経系への影響はまだ知見が少ないが成長・発達との関係で今後知見を充実させていかなければならず、同時にリスク管理として規制等の対策を講じるための判断基準も整備する。またOECD国際試験法の開発と評価に引き続き参画することにより、国際的協力体制の中で確実に研究を推進するものである。

3) 家庭用化学物質安全対策に関する研究

生活中的化学物質に対する安全対策は重要性を増しており、その実施基盤となる科学的知見として、家庭用品中の化学物質の含有状況の調査、適切な測定法の開発、シックハウス問題の解明に向けた室内空気汚染化学物質の実態の把握、生活環境中の化学物質のヒトの暴露の状況や健康影響の関連に関する研究による知見の蓄積に努め、必要な場合には、家庭用品規制法における規制基準の検討を行う。

18) 健康科学総合研究事業

事務事業名	健康科学総合研究経費
担当部局・課主管課	健康局総務課地域保健室
関係課	健康局総務課地域保健室、健康局総務課生活習慣病対策室、健康局生活衛生課、健康局水道課

A. 研究事業評価

(1) 関連する政策体系の施策目標

基本目標 1 1	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標 2	研究を支援する体制を整備すること
1	厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な配分を確保すること

(2) 事務事業の概要 (継続)

地域保健・公衆衛生の基盤の基礎として「地域保健サービスに関する研究分野」及び「地域における健康危機管理に関する研究分野」の2分野、個別対策分野として、「健康づくり・生活習慣病（がんを除く）予防に関する研究分野」、「健全な水循環の形成に関する研究分野」及び「生活環境に関する研究分野」の3分野、計5分野から構成された公衆衛生に関する総合的研究事業である。

個別の分野の目的は下記のとおりである。

1 地域保健サービスに関する研究分野

地域の公衆衛生（地域保健）行政を取巻く社会状況は健康危機の頻発、市町村合併等激変してところである。このような社会状況に対応できる組織、人材育成、技術的事項等に関する研究及び開発を行い、公衆衛生行政の基盤の向上を図ることを目的とする。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

SARS、鳥インフルエンザ等の健康危機事例が頻発しており、健康危機対策は社会の安全性及び安心とを確保するためには必要不可欠となっている。健康危機管理対策を支える組織、情報等の体制や対応の整備といった共通の基盤の構築を行うことが重要であることから、健康危機対応に関する共通の基盤を構築するための研究及び開発を行い、危機管理対策の推進を図ることを目的とする。

3 生活環境に関する研究分野

室内空気汚染問題をはじめとした建築物における空気環境や給排水等の衛生的環境の確保に関する研究、公衆浴場等の生活関係営業の振興及び衛生的環境の確保に関する研究など、生活環境が人体に及ぼす影響等の研究を推進し、生活衛生の向上及び増進を図る。

4 健全な水循環の形成に関する研究分野

環境・エネルギー面等から最適な水道システムの構築を進めていくための研究を行うとともに、水道水質の安全性の確保を図るために必要な研究、水利用の起点である水道水源を保全するための研究等を行い、水道のエネルギー・環境面での最適化を進め、将来にわたり安全な水を安定的に供給水利用システムを構築することにより、健全な水循環系の形成に資することを目的としている。

5 健康づくり・生活習慣病（がんを除く）予防に関する研究分野

健康増進法を基盤とする国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、分子疫学等最先端科学を活用した生活習慣と疾病との関係に関する調査研究等を進めるとともに、給食施設、温泉利用型健康増進施設等健康づくり関連施設に関する研究を行い、国民の健康の増進の推進を図ることを目的とする。

(3) 予算額（単位：百万円）

H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
7 1 4	1, 6 0 6	2, 0 0 6	1, 1 5 0	(未確定)

(4) 趣旨

地域保健・公衆衛生の基盤の基礎として「地域保健サービスに関する研究分野」及び「地域における健康危機管理に関する研究分野」の2分野、個別対策分野として、「健康づくり・生活習慣病（がんを除く）予防に関する研究分野」、「健全な水循環の形成に関する研究分野」及び「生活環境に関する研究分野」の3分野、計5分野から構成された公衆衛生に関

する総合的研究事業である。

個別の分野の目的は下記のとおりである。

1 地域保健サービスに関する研究分野

地域の公衆衛生（地域保健）行政を取巻く社会状況は健康危機の頻発、市町村合併等激変してところである。このような社会状況に対応できる組織、人材育成、技術的事項等に関する研究及び開発を行い、公衆衛生行政の基盤の向上を図ることを目的とする。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

SARS、鳥インフルエンザ等の健康危機事例が頻発しており、健康危機対策は社会の安全性及び安心とを確保するためには必要不可欠となっている。健康危機管理対策を支える組織、情報等の体制や対応の整備といった共通の基盤の構築を行うことが重要であることから、健康危機対応に関する共通の基盤を構築するための研究及び開発を行い、危機管理対策の推進を図ることを目的とする。

3 生活環境に関する研究分野

室内空気汚染問題をはじめとした建築物における空気環境や給排水等の衛生的環境の確保に関する研究、公衆浴場等の生活関係営業の振興及び衛生的環境の確保に関する研究など、生活環境が人体に及ぼす影響等の研究を推進し、生活衛生の向上及び増進を図る。

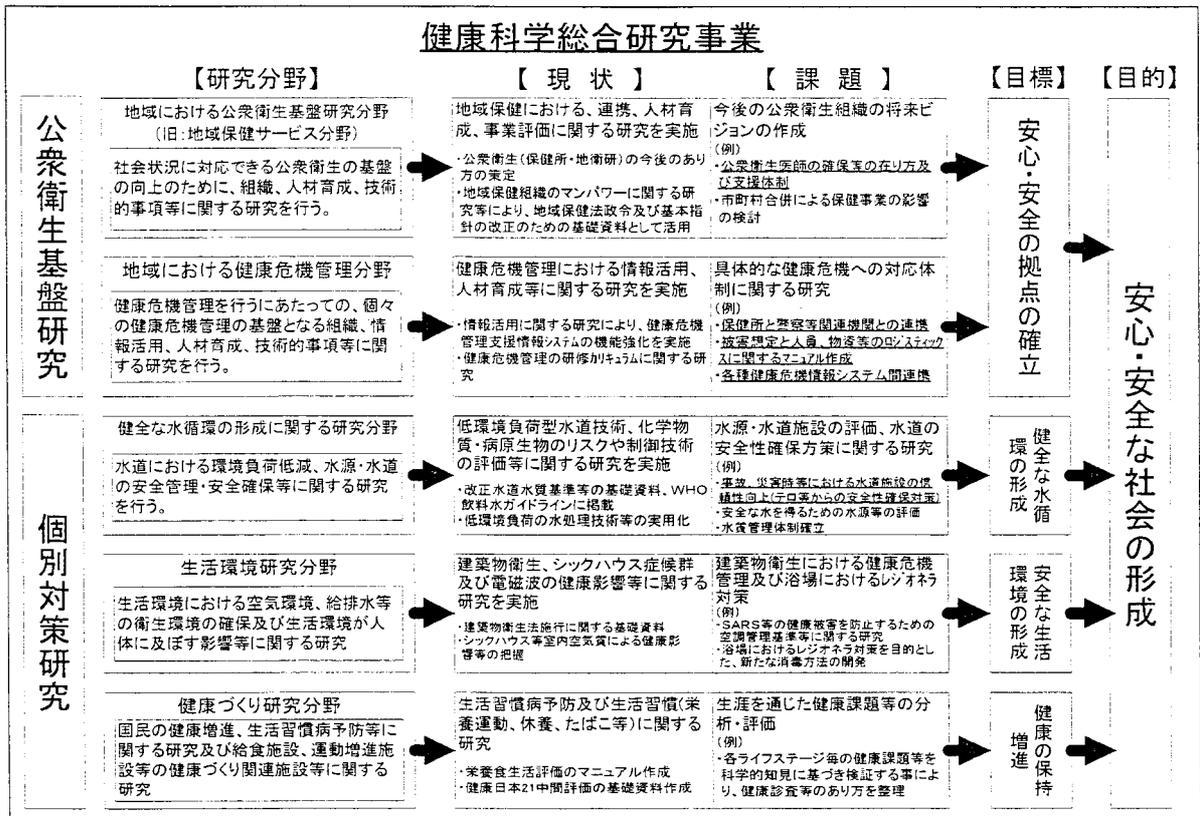
4 健全な水循環の形成に関する研究分野

環境・エネルギー面等から最適な水道システムの構築を進めていくための研究を行うとともに、水道水質の安全性の確保を図るために必要な研究、水利用の起点である水道水源を保全するための研究等を行い、水道のエネルギー・環境面での最適化を進め、将来にわたり安全な水を安定的に供給水利用システムを構築することにより、健全な水循環系の形成に資することを目的としている。

5 健康づくり・生活習慣病(がんを除く)予防に関する研究分野

健康増進法を基盤とする国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、分子疫学等最先端科学を活用した生活習慣と疾病との関係に関する調査研究等を進めるとともに、給食施設、温泉利用型健康増進施設等健康づくり関連施設に関する研究を行い、国民の健康増進の推進を図ることを目的とする。

(5) 事業の概略図



B. 評価結果

(1) 必要性

個々の研究結果については、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本指針の改正及び水質基準等の「指針」、「基準値」等の改正の科学的根拠として活用するとともに、「健康日本21中間評価」等の施策や対応策における具体的方法に活用される予定であり、今後、地域保健対策の実施のための基礎となると共に、基準値等の設定に必要な不可欠な研究である。

1 地域保健サービスに関する研究分野

地域の公衆衛生(地域保健)行政を取巻く社会状況は市町村合併、健康危機の頻発等激変していることに加えて、対応する制度等が不明確な事案も増大しているところであることから、今後の公衆衛生組織等に関する方向性を明確化し、公衆衛生の基盤の強化を行うためには、地域における公衆衛生組織、人材、対策等の将来像に関する概念及び具体的な対応策に関する研究を実施し新たな地域保健の課題等に対応するための基盤確保の実施に必要な研究である。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策は行政が中心となり推進していくことが必要不可欠な課題であることから、安心・安全の社会形成のためには、組織、人材、育成等の総合的概念的な研究にあわせて、それぞれの分野の健康危機に共通して活用できる概念、機器、組織、物流等、

具体的な開発、研究の推進が今後より一層重要となってくることから、必要な研究課題である。

3 生活環境に関する研究分野

シックハウス症候群、レジオネラ等生活環境による健康影響は社会的にも注目を浴びており、今後も充実が必要な研究分野である。

4 健全な水循環の形成に関する研究分野

本研究分野の成果は、WHOの飲料水水質ガイドライン改訂への反映や、水質基準をはじめとした水道法に基づく各種基準の見直しにおける科学的知見として活用されたことなどから、本研究事業についての必要性は、高く評価しうと思われる。

5 健康づくり・生活習慣病(がんを除く)予防に関する研究分野

健康増進施策を推進するうえで必要な科学的な知見を集積し、今後の施策に活用可能な多くの研究成果を得ることができたものの、たばこ対策に関する研究やライフステージ毎の健康課題等、生涯にわたる健康づくりに関する研究の更なる推進が必要である。

(2) 有効性

地域保健（公衆衛生）行政の課題及び施策に対して、本研究事業の結果が積極的に活用されているところである。特に「指針」、「基準値」等の改正の基礎調査研究として活用及び、公衆衛生行政における対応の科学的根拠の確立には大きく活用されていることから、目標に対する達成度は高い。個々の研究事業については下記のとおりである。

1 地域保健サービスに関する研究分野

「地域保健関係機関のマンパワーに係る研究」は、保健所長の職務の在り方に関する検討会の基礎資料として、今後予定している政令改正に活用され、「現状指摘された人材育成に関する概念及び具体的育成に関する研究」では、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的指針の改正のための基礎資料として、「地域職域の連携における研究」では、具体的な連携方法等が報告されるなどから、現行制度における知見の集積がある程度、行われており地域保健行政の施策展開において有効に活用されている。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策を支える組織、情報等への体制や対応といった共通基盤の構築を行うため、平成14年度まで地域保健サービス分野に含まれていたものを別の分野として独立させ研究の推進体制を強化し、平成15年度においては、健康危機管理の情報に関する概念及び取扱等に関する研究を中心に開始されたところである。

健康危機管理対策は行政が中心となり推進していくことが必要不可欠な課題であることから、本研究課題は行政課題解決のための対策の一つであり健康危機管理共通社会基盤整備等の研究が15年度より系統的に実施されており今後健康危機管理対策に対して有効な結果等を導けるものである。

3 生活環境に関する研究分野

本分野は行政施策に密接に関連した研究課題が多く、各研究成果の多くが行政施策に反映されており、その有効性は高い。

4 健全な水循環の形成に関する研究分野

本分野の研究については、行政的な施策目標に密接に関連した課題について実施しており、実施体制も十分考慮し実施しており、今までの研究成果は、国際的にはWHO 飲料水水質ガイドラインに反映され、国内的には水道法に定める水道水質基準改定や水道施設や給水装置の資機材等に材質に関する基準の改定に際しての科学的な知見として活用され、本年4月から施行されたこれらの新しい基準等に反映されたこと、その他の水道施策の立案や実施等における科学的、技術的根拠として活用されていること等から、研究の有効性は高いと考えられる。

5 健康づくり・生活習慣病(がんを除く)予防に関する研究分野

健康日本21の目標達成度評価手法に関する研究、生活習慣と疾病との関係に関する研究、生活習慣を改善させるための指導方法に関する研究等、いずれも健康づくりに関する施策を推進するうえで必要不可欠な研究であり、現在までに集積された科学的知見は検討会等において活用されている。

(3) 計画性

地域保健(公衆衛生)行政の課題及び施策に対して、本研究事業の結果が積極的に活用されているところである。特に「指針」、「基準値」等の改正の基礎調査研究として活用及び、公衆衛生行政における対応の科学的根拠の確立には大きく活用されていることから、目標に対する達成度は高く計画的に推進が行われている。また、本年度からは研究課題等に関して評価委員等による評価を行い、より社会課題に適応した研究課題設定を計画的に行うものとしている。

個々の研究事業については下記のとおりである。

1 地域保健サービスに関する研究分野

「地域保健関係機関のマンパワーに関係する研究」は、保健所長の職務の在り方に関する検討会の基礎資料として、今後予定している政令改正に活用され、「現状指摘された人材育成に関する概念及び具体的育成に関する研究」では、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的指針の改正のための基礎資料として、「地域職域の連携における研究」では、具体的な連携方法等が報告されるなどから、現行制度における知見の集積がある程度、行われたと考えており、政策課題に対して計画的な研究課題の設定を行い計画性の確保を行っている。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策を支える組織、情報等への体制や対応といった共通基盤の構築を行うため、平成14年度まで地域保健サービス分野に含まれていたものを別の分野として独立させ研究の推進体制を強化した。